

<p>件 名</p>	<p>令和9（2027）年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の 入学者選抜要項について</p>
<p>提案理由等</p>	<p>県立学校管理規則（昭和32年栃木県教育委員会規則第2号）第16 条の規定により下記の要項について別紙のとおり定めるものである。</p> <p>「令和9（2027）年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入 学選抜要項」</p>

令和9（2027）年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜要項

令和9（2027）年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜は、この要項の定めるところにより行う。ただし、この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関して必要な事項は、別に定める。

第1 高等部の入学者選抜について

1 栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園

(1) 入学志願資格

栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園に入学を志願することのできる者は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に掲げる障害の程度が軽度の知的障害者のうち、公共交通機関等により自力通学が可能な者であり、かつ、原則として保護者とともに県内に居住する者であつて、次のいずれかに該当する者とする。

ア 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

イ 令和9（2027）年3月31日までに中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当し、又は令和9（2027）年3月31日までに該当する見込みの者

(2) 通学区域

通学区域は、県内全域とする。

(3) 入学選抜の期日

入学者選抜の期日は、次のとおりとする。

事 項		期 日
出願期間		令和8（2026）年12月7日（月）～12月17日（木）
受検票交付期間		令和9（2027）年1月8日（金）～1月12日（火）
本検査（学力検査等）		令和9（2027）年1月14日（木）
追検査	申請手続	令和9（2027）年1月18日（月）
	学力検査等	令和9（2027）年1月21日（木）
合格者発表		令和9（2027）年1月27日（水）

(4) 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

(5) 本検査

ア 出願

(7) 出願に要する書類

a 入学願書

b 障害があることを証明する書類

c 栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園志願理由書

d 調査書（中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了した後5年以上を経過した場合にあつては、志願理由書）

(イ) 出願手続

出願手続等については、別に定める。

イ 選抜の方法

(7) 学力検査

学力検査は、国語及び数学について行う。

(イ) 作業能力検査

(ウ) 面接

ウ 入学者の選抜

入学者の選抜は、調査書その他必要な書類、学力検査の成績、作業能力検査の結果、面接の結果等を資料として行うものとする。

(6) 追検査

ア 対象者

本検査に出願した者のうち、本人に帰責されない合理的な事由により、本検査当日に別室での受検ができなかった者で、かつ、追検査の受検を希望する者。

イ 申請手続

追検査の受検を希望する場合は、中学校長を経由して、栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園校長まで追検査申請書に医師の診断書等を添えて申請する。

ウ 選抜の方法

本検査に準ずる。なお、学力検査等は本検査と同程度の問題を用いて実施する。

エ 入学者の選抜

本検査に準ずる。なお、栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園の募集定員に含め、本検査と併せて合格者を発表する。

2 特別支援学校の高等部（栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園及び盲学校の高等部専攻科を除く。）

(1) 入学志願資格

特別支援学校の高等部に入学を志願することのできる者は、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3の表に掲げる程度の者のうち、原則として保護者とともに県内に居住する者であって、次のいずれかに該当する者とする。

ア 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

イ 令和9（2027）年3月31日までに中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当し、又は令和9（2027）年3月31日までに該当する見込みの者

(2) 通学区域

通学区域は、別に定める。

(3) 入学選抜の期日

入学者選抜の期日は、次のとおりとする。

事 項	期 日
出願期間	令和9（2027）年1月29日（金）～2月8日（月）
受検票交付期間	令和9（2027）年2月19日（金）～2月23日（火）
学力検査等	令和9（2027）年2月24日（水）
合格者発表	令和9（2027）年3月12日（金）

(4) 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

(5) 出願

ア 出願は、県立学校（特別支援学校及び高等学校）を通じて1校とする。

イ 出願に要する書類

(ア) 入学願書

(イ) 障害があることを証明する書類

(ウ) 調査書（中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了した後5年以上を経過した場合にあっては、志願理由書）

ウ 出願手続

出願手続等については、別に定める。

(6) 選抜の方法

ア 学力検査

(ア) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の学力検査は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）について行う。

(イ) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の学力検査は、国語及び数学について行う。

イ その他必要な検査

ウ 面接

エ 志願先の特別支援学校の校長は、特別な事情があると認めるときは、学力検査その他必要な検査及び面接の一部を免除することができる。

(7) 入学者の選抜

入学者の選抜は、調査書その他必要な書類、学力検査の成績その他必要な検査の結果、面接の結果等を資料として行うものとする。

(8) 入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置

特別の事情により受検できなかった者の入学者選抜については、別に取り扱うものとする。

3 盲学校の高等部専攻科

(1) 入学志願資格

盲学校の高等部専攻科に入学を志願することのできる者は、学校教育法施行令第22条の3の表に掲げる障害の程度の視覚障害者のうち、原則として県内に居住する者であって、次のいずれかに該当する者とする。

ア 令和9（2027）年3月31日までに高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校（以下「高等学校等」という。）を卒業し、又は卒業する見込みの者

イ 学校教育法施行規則第150条各号のいずれかに該当し、又は令和9（2027）年3月31日までに該当する見込みの者

(2) 通学区域

通学区域は、県内全域とする。

(3) 入学選抜の期日

入学者選抜の期日は、次のとおりとする。

事項	期日
出願期間	令和9（2027）年1月29日（金）～2月8日（月）
受検票交付期間	令和9（2027）年2月19日（金）～2月23日（火）
学力検査等	令和9（2027）年2月24日（水）
合格者発表	令和9（2027）年3月12日（金）

(4) 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

(5) 出願

ア 出願に要する書類

(ア) 入学願書

(イ) 障害があることを証明する書類

(ウ) 調査書（高等学校等を卒業した後5年以上を経過した場合にあっては、志願理由書）

イ 出願手続

出願手続等については、別に定める。

(6) 選抜の方法

ア 学力検査

学力検査は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）について行う。

イ その他必要な検査

ウ 面接

(7) 入学者の選抜

入学者の選抜は、調査書その他必要な書類、学力検査の成績その他必要な検査の結果、面接の結果等を資料として行うものとする。

(8) 入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置

特別の事情により受検できなかった者の入学者選抜については、別に取り扱うものとする。

第2 幼稚部の入学者選抜について

1 入学志願資格

盲学校又は聾学校の幼稚部に入学を志願することのできる者は、学校教育法施行令第22条の3の表に掲げる障害の程度の視覚障害者又は聴覚障害者のうち、原則として保護者とともに県内に居住する者であって、令和3（2021）年4月2日から令和6（2024）年4月1日までに生まれた幼児とする。

2 通学区域

通学区域は、県内全域とする。

3 入学選抜の期日

入学者選抜の期日は、次のとおりとする。

事 項	期 日
出願期間	令和9（2027）年1月29日（金）～2月8日（月）
受検票交付期間	令和9（2027）年2月19日（金）～2月23日（火）
面接等	令和9（2027）年2月24日（水）
合格者発表	令和9（2027）年3月12日（金）

4 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

5 出願

(1) 出願に要する書類

ア 入学願書

イ 障害があることを証明する書類

(2) 出願手続

出願手続等については、別に定める。

6 選抜の方法

(1) 面接

(2) 必要な検査

7 入学者の選抜

入学者の選抜は、面接及び必要な検査の結果等を資料として行うものとする。

8 入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置

特別の事情により受検できなかった者の入学者選抜については、別に取り扱うものとする。

《 参 考 》

平成28年度入学者選抜から適用する栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜の方針を次のように定める。

平成25年6月5日
栃木県教育委員会

栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜の方針

- 1 特別支援教育の普及及びその機会均等の精神にのっとり、志願者のなるべく多数を入学させるものとする。
- 2 高等部の入学者の選抜は、調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績、面接その他必要な検査の結果等を資料として行うものとする。
- 3 幼稚部の入学者の選抜は、面接その他必要な検査の結果等を資料として行うものとする。

付 記

- 1 この選抜の方針は、平成28年度入学者選抜から適用する。